

スクールソーシャルワーカー活用事業に関する Q & A



文部科学省初等中等教育局児童生徒課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

スクールソーシャルワーカー活用事業に関するQ & A

- Q 1. 「スクールソーシャルワーカー活用事業」で、どのようなことを実施できますか。
- Q 2. 「スクールソーシャルワーカー活用事業」において、重点配置とはなんですか。
- Q 3. 「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施するには、どのような手続きが必要ですか。
- Q 4. 「スクールソーシャルワーカー活用事業」において任用するスクールソーシャルワーカーの資格要件はありますか。
- Q 5. 「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施するに当たって、都道府県・指定都市・中核市教育委員会は、スクールソーシャルワーカーの任用・配置以外に何を行う必要がありますか。
- Q 6. 「スクールソーシャルワーカー活用事業」において、災害時のスクールソーシャルワーカー配置も可能ですか。

【参考資料】

参考 1. スクールソーシャルワーカーの配置状況

参考 2. スクールソーシャルワーカーの相談件数・相談内容



Q 1. 「スクールソーシャルワーカー活用事業」で、どのようなことを実施できますか。

A 1. スクールソーシャルワーカー活用事業においては、

スクールソーシャルワーカーによる児童生徒への福祉に関する支援に加えて、

- スクールソーシャルワーカーに対して適切な指導や援助ができるスーパーバイザーの配置
- 関係機関との連携などに関する教員への校内研修
- スクールソーシャルワーカーの専門性を向上させるための研修
- スクールソーシャルワーカーの活用を効果的かつ円滑に実施するための情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会の開催

などを実施することができます。

補助対象経費なども含め具体的な内容につきましては、次のリンク又はQRコードから実施要領をご確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474_00001.htm



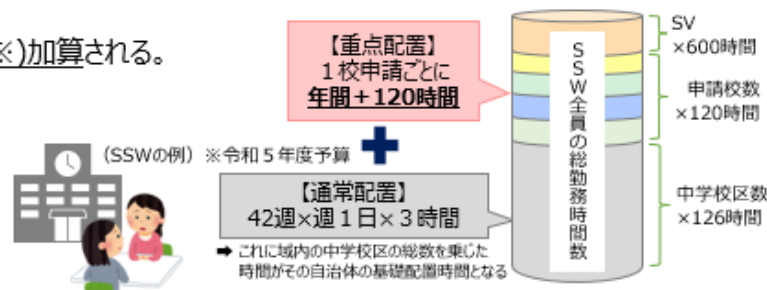
Q 2. 「スクールソーシャルワーカー活用事業」において、重点配置とは何ですか。

A 2. 貧困、虐待、いじめ、不登校等の課題を抱える児童生徒の早期発見・早期対応のため、特に必要な学校等に対して、スクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充するものです。

重点配置の考え方

重点配置を1校ごとに、SC・SSWの勤務時間が**年間120時間分(※)**加算される。

- ◆ 加算された時間で実際に何校対応するかは自治体の実情に応じて決めることができる。
- ◆ 通常配置のために雇用したスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの勤務日数や1日の勤務時間数を増やす形で、複数の重点配置の役割を担わせることも可能である。



重点配置のメニュー

◆ いずれの重点配置についても主たる配置の目的が趣旨に沿っていれば、それ以外の課題に対応することを妨げるものではない。

重点配置	いじめ 不登校	認知件数が過去最多を記録したいじめや相談件数に占める割合が最も高い不登校は、今やどの学校・どの児童生徒にも起こり得るものであることから、相対的にその件数が多いと推察される大規模中学校を中心に配置を充実し、不登校児童生徒の支援や未然防止・早期対応に向けた体制構築を図るもの。
	貧困	学校を窓口として、貧困家庭の子供等を早期の段階で生活支援や各種福祉制度につなげていくことができるよう、早期発見・早期対応の観点から子供の貧困対策の必要性が高い地域・学校等へ重点配置するもの。
	虐待	学校における児童虐待事案への対応を強化するため、学校において把握した児童虐待事案への早期かつ手厚い対応に向けた体制強化を図るとともに、早期発見・早期対応に向けた体制構築を図るもの。
より課題を抱える学校への配置		重点配置校のうち、より困難な課題への対応が必要な学校に対して、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携支援体制の強化を図るもの
教育支援センター		不登校児童生徒支援の中核としての機能強化が求められている教育支援センターにおいて、個々の不登校児童生徒の不登校に至った要因や背景を的確に把握し、適切な支援につなげることができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の強化を図るもの。
スーパーバイザー(SV)		スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに対して適切な指導・助言ができるスーパーバイザーを配置し、更なる専門的資質の向上を図るもの。 【SC：600時間加算、SSW：700時間加算】
オンライン活用拠点(週5配置)		オンラインによる広域的な支援体制の構築を図るもの。なお、電話・SNSによる相談との連携した支援体制の構築が望ましい。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY·JAPAN

Q 3. 「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施するには、どのような手続きが必要ですか。

A 3. 本事業の実施主体である都道府県・指定都市教育委員会に対しては、必要書類の提出時期などに合わせてご連絡をしていますが、年間スケジュールは以下のとおりです。

	事業実施の前年度	事業実施年度	事業実施の翌年度
4月			○実績報告書の提出
5月		○（必要に応じて）事業計画書の再提出	●額の確定
6月			○配置実績、効果検証の結果等の調査・報告
7月		○交付申請書の提出 ●交付決定	
8月			○活用事例集の提出
9月			
10月		○執行状況調査の提出	
11月			
12月	○重点配置計画（案）の提出	●変更交付決定 ○概算払い	
1月			
2月	●重点配置計画の内示		
3月	○事業計画書の提出 ●交付内定	○事業報告書の提出	

○：都道府県・指定都市教育委員会、●：文部科学省



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

Q 4. 「スクールソーシャルワーカー活用事業」において任用するスクールソーシャルワーカーの資格要件はありますか。

A 4. 「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」において、スクールソーシャルワーカーは次のいずれかに該当する者から、選考することとしています。

社会福祉士や精神保健福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の福祉に関する専門的な資格を有する者から、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者とする。

ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者も可とする。

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動

※ 都道府県・指定都市教育委員会においては、もとより、任用に当たって、公認心理師や臨床心理士も含め資格を有していることのみをもって判断するのではなく、面接等を通じ、候補者の学校現場での活動実績等についても十分に踏まえた上で、選考いただく必要があります。

なお、スクールソーシャルワーカーを会計年度任用職員として任用するに当たっては、総務省が各都道府県知事等あてに発出した通知（例：令和6年12月27日付け総務省自治行政局公務員部長通知「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」）などを踏まえた対応が求められます。

【参考】会計年度任用職員制度等（総務省ホームページヘルプ）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/koumuin_seido/kaikeinendo_ninyou.html



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

Q 5. 「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施するに当たって、都道府県・指定都市・中核市教育委員会は、スクールソーシャルワーカーの任用・配置以外に何を行う必要がありますか。

A 5. 都道府県・指定都市教育委員会においては、学校等においてスクールソーシャルワーカーが適切に活動でき、児童生徒の安心した学校生活及び適切な地域環境が構築されるような支援体制を構築する必要があります。具体的な内容については以下のとおりです。

- (1) スクールソーシャルワーカー活動指針等の策定
- (2) 域内の学校における不登校、いじめ等、災害等への対応
- (3) スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進
- (4) 関係機関との連携及び支援体制の構築
- (5) 地域・学校ごとの教育相談に関する情報の収集とスクールソーシャルワーカーへの提供
- (6) スクールソーシャルワーカーの研修の実施
- (7) 事業評価の実施

なお、都道府県・指定都市・中核市教育委員会においては、支援体制を構築するだけでなく、体制が機能しているか適切に把握し、学校等において課題が生じている場合は、担当指導主事及びスーパーバイザーを中心にその解決に向けて主体的に対応することが重要です。

【参照】

児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）

平成29年1月 教育相談等に関する調査研究協力者会議

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/07/27/1381051_2.pdf



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

Q 6. 「スクールソーシャルワーカー活用事業」において、災害時のスクールソーシャルワーカー配置も可能ですか。

A 6. 被災した児童生徒等への支援を行うため、スクールソーシャルワーカーを学校等に緊急配置することも可能です。追加の予算措置については、別途担当者にご相談ください。

また、日常の健康観察やスクールカウンセラーの追加派遣を含めた災害時における子供の心のケアに関する学校・教育委員会や関係団体に係る流れを整理しており、

その中で、スクールソーシャルワーカーを災害の状況に応じて、被災した学校への派遣などが行えるよう日頃の体制構築が重要である旨、周知しています。

【参照】

令和7年3月28日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡

「災害発生時のスクールカウンセラーの派遣手続き等について（依頼）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/20250416-app_dev04_1.pdf

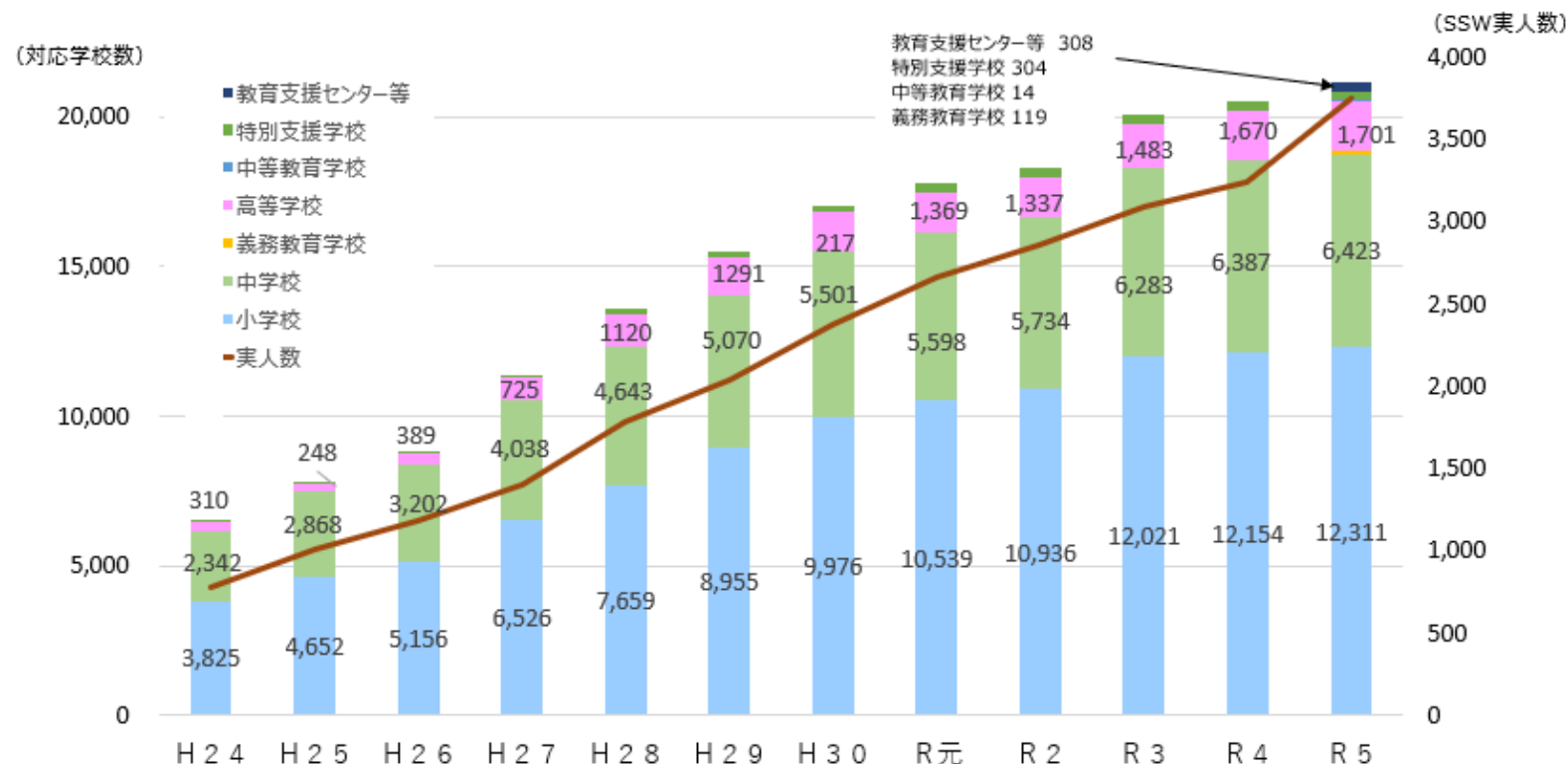


文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

参考 1. スクールソーシャルワーカーの配置状況

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6(計画)
予算額 (百万円)	8,516 (内数)	355	394	647	972	1,258	1,484	1,722	1,806	1,938	2,132	2,313	2,355
SSW実人数 (人)	784	1,008	1,186	1,399	1,780	2,041	2,377	2,659	2,859	3,091	3,241	3,747	—
対応学校数 (校)	6,507	7,815	8,805	11,392	13,573	15,485	17,050	17,763	18,286	20,079	20,508	21,180	—



- 平成21年度～平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。
- 平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の1メニューとして実施。
- 令和2年度～令和4年度は、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。
- 令和5年度～は、緊急スクールカウンセラー等活用事業の活用による配置を含む。



文部科学省

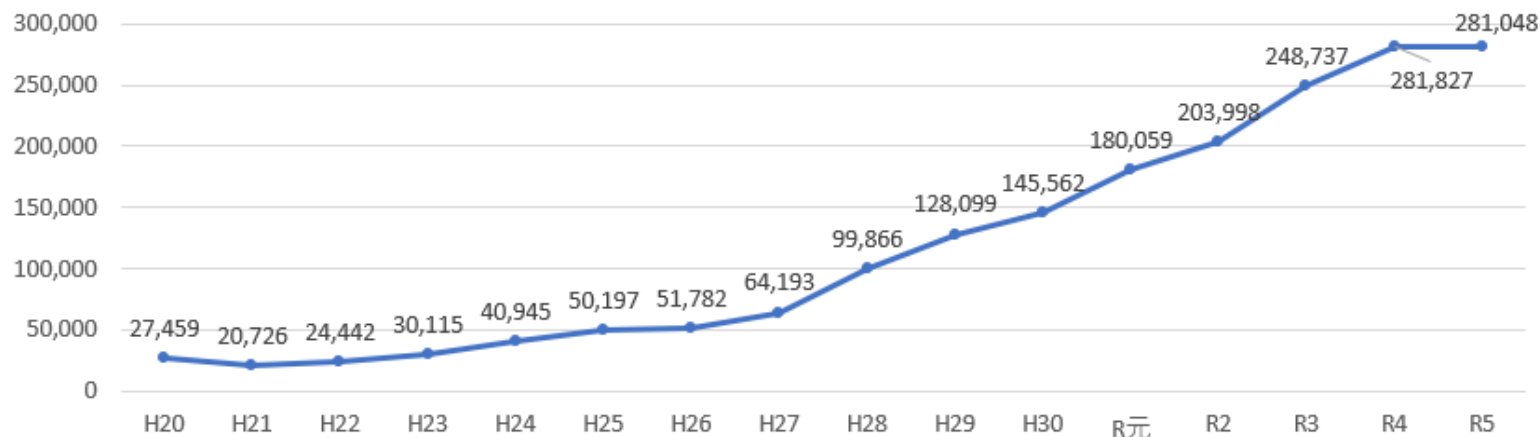
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

参考2. スクールソーシャルワーカーの継続支援件数・相談内容

■ 継続支援対象児童生徒の抱える問題件数

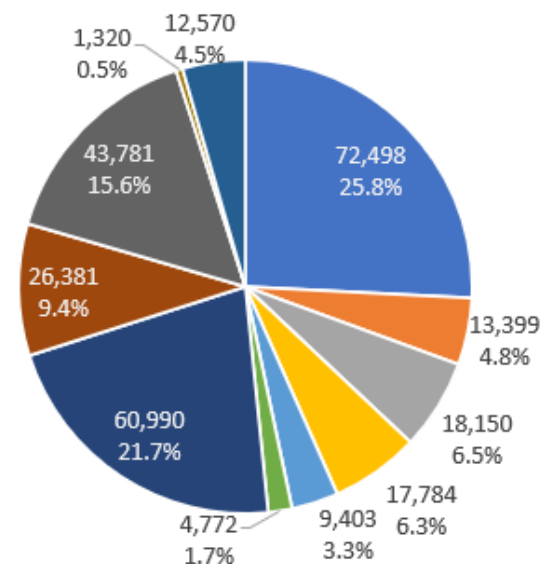
※支援対象児童生徒のうち、その支援が単発ではなく、ある程度の継続性を持って支援した児童生徒の抱える問題ごとの件数

※令和5年度～は、緊急スクールカウンセラー等活用事業分を含む。



■ 問題件数（令和5年度）の内訳

	件数（件）	
①不登校	72,498	25.8%
②いじめ、暴力行為、非行等の問題行動	13,399	4.8%
③友人、教職員等との関係の問題（②を除く。）	18,150	6.5%
④児童虐待	17,784	6.3%
⑤貧困の問題	9,403	3.3%
⑥ヤングケアラー	4,772	1.7%
⑦家庭環境の問題（④～⑥を除く。）	60,990	21.7%
⑧心身の健康・保健に関する問題（②と④を除く。）	26,381	9.4%
⑨発達障害等に関する問題	43,781	15.6%
⑩性的マイノリティ	1,320	0.5%
⑪その他	12,570	4.5%
合計	281,048	



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN